

農地法第3条許可申請に必要な書類

(受付締切日：毎月27日)

申請前に「受人に遊休農地・違反転用がないこと」をご確認ください。

1. ①許可申請書..... 3部

※申請当日は双方とも認印をお持ちください

②農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等..... 1部

2. 申請地の登記事項証明書（全部事項証明書）... 1筆につき各1部（法務局より）

3. 事例に応じて必要な書類.....それぞれ各1部

①土地所有者の代理人が手続きする場合.....委任状、土地所有者の印鑑証明書

②譲受人・借受人が市外居住者の場合.....（1）耕作証明書

（2）農地台帳の写し

（3）住民票抄本（本籍が確認できるもの）

（※貸借の際は不要）

③譲受人・借人が新規営農者の場合.....営農計画書、住民票抄本（市外の人に限る）

④譲渡人・貸人が市外居住者の場合.....農地台帳の写しまたは住民票抄本

⑤登記事項証明書の住所と現住所が異なる場合...住所移転等が確認できる書類

例）住民票抄本または戸籍の附票（登記事項
証明書の住所が記載されたもの）、
町名改正の証明書（町名改正の場合）、
固定資産評価証明書など

⑥地上権・地役権・抵当権・差押・

仮登記等が設定されている場合.....受人の確認書

⑦貸借権の設定の場合.....契約書の写し

（窓口で契約書を作成する場合は200円の収入印紙を2枚）

⑧申請当事者が法人の場合.....法人現在事項全部証明書

⑨受人が法人の場合.....定款の写し

⑩受人が農地所有適格法人の場合.....農地所有適格法人としての事業等の状況

⑪貸借の申請地が未相続の場合.....被相続人の相続関係のわかるもの（戸籍謄本等）
相続人の同意書

同意者の現住所がわかるもの（市外居住者の場合）

※これ以外の書類の提出を求める場合がありますので、詳しくは事務局までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ：弘前市農業委員会事務局 40-7104

岩 木 分 室 82-1621

相 馬 分 室 84-2111